

第 1 章

貿易取引および海外投資の自由化と法の対応

—韓国・台湾の事例—

I 自由化の背景と法的課題

強力な輸出指向工業政策を遂行することによって持続的に工業製品の輸出を拡大してきたアジア NIEs 地域は、1988年には輸出高で世界の 7 % を占め、EC, 日本, アメリカにつぐ世界第 4 位の地位を占めるにいたった。

また1986年以降経済成長率は2桁台を記録している。このようなダイナミックな経済力は、EC, アメリカ, 日本から成る三極経済体制という既存のイメージを覆しつつあり、先進国のみならず世界経済への影響力を大きく高めている。この結果、各方面で反感と批判を受けており、摩擦の発生が増大している。

工業化開始当初より、その地理上の利点をいかして自由貿易港としての機能を優先させるため、開放経済体制を維持してきた香港、シンガポールを除いて、特に韓国、台湾に対する先進諸国の風当たりは強い。それは両国の工業製品輸出市場がアメリカ、EC など特定諸国に集中しており、これら諸国との間に大幅な貿易インバランスを呈していること、両国の輸出構造高度化努力によって、電子・電機製品、自動車に代表されるような高度工業製品の輸出が増大して先進諸国の産業を脅かしていること、などの理由による。

また、両国は輸出拡大を目的として、極めて攻撃的な輸出促進政策（為替

管理、輸出補助金、輸出促進税など)と、国内産業保護を目的とした輸入制限、外資参入制限などを採用し、自由競争状況を歪めていたこと、発展途上国として特恵の供与を受けるなど、国際的にも保護を受けていること、などに対する非難も高まった。

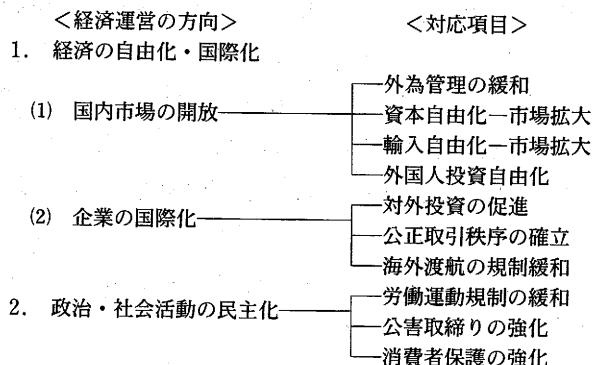
今や韓国は1986年以来3年連続して経常収支を黒字化させ、同じように台湾は外貨保有額が790億ドルになり日本につぐ地位に成長し、国際収支上の問題点は見当たらない。また1人当たりGNPも89年前半には韓国4000ドル、台湾6000ドルを記録し、途上国では突出した経済規模となっている。

このように両国の経済的な地位が急速に高まることにより、1988年以降先進諸国からOECDへの加盟圧力が高まりつつある。OECDへの加盟圧力は言いかえれば経済面での自由化を促す圧力とも言える。OECD加盟の前提条件となるのは、IMF8条国への移行(外為規制措置の撤廃)、GATT11条国への移行(輸出入数量制限の撤廃)が必須である、しかしすでに88年11月IMF8条国への移行を宣言した韓国でさえ、GATT11条国への移行とOECDへの加盟については、国内経済環境の未成熟を理由に正式加盟時期については明確にしていない。にもかかわらず89年1月にアメリカの対NIEsへのGSP(特恵関税)の供与が停止されることにも明らかのように、NIEs諸国の途上国卒業を迫る世界の声は日増しに高まっているといってよいであろう。このような外部からの圧力に加えて、国内的にも自由化を促進する要因が山積した。その一つが87年中に相次いで実現した政治の民主化⁽¹⁾であった。これを契機に従来抑制されていた労働運動など国民の政治社会活動が活発化した。また、政治の民主化とともに、国内産業の育成・強化を目的として存在していた政府の統制的あるいは保護的介入は、あらゆる面で徐々に縮小されて、経済活動は民間企業を主導力にして市場原理を優先する方向に向かっており、経済活動の自由化促進の大きな要因となった。また民主化による国民の社会活動が活発化したことによって、労働条件の改善、福祉の向上がはかられた結果、両国の労働集約産業は生産コストが上昇しASEAN諸国に急速に追い上げられ、産業構造の高度化に着手せざるを得なくなり、そのために海外

の資本・技術への依存度をさらに高めることになった。

このような内外経済環境の激変を背景に、韓国、台湾では、経済活動のサービス化、高付加価値化に向けて国内市場の開放を前提とした新たな通商政策の策定を急いでいる。

企業活動をめぐる内外環境の変化による新たな経済運営の方向を自由化・国際化という観点からとらえて、両国の法的な対応項目を整理すると下図のようになろう。



特に1. あげた経済の自由化の方向とそれへの政策対応を明らかにすることが本章の目的である。いずれの政策対応も、その目的とするところは貿易黒字規模の適正な管理と輸入自由化による貿易不均衡の是正が当面の課題である。しかし長年輸出主導の発展戦略を推進してきた韓国、台湾にとっては貿易インバランスのはかりへの対応のための通商政策の改変にとどまらず、当然これに備えるため適切な産業政策の構築が重要な課題となってくる。

国際経済の側面からみて自由化とは、国際間の円滑な経済取引を阻害する諸要素を緩和ないし除去し国際的調和をはかることを意味する。さらに国際間の経済取引は、貿易取引、資本取引、為替取引など多様な形態で行なわれる。ここでは貿易取引（特に輸入取引）の自由化と資本取引（外国投資）の自由化をとりあげ、各関連法規の改変状況をみるとこととする。

II 貿易取引自由化の歩みと法の対応

1. 韓国——輸入自由化の歩み

1967年 GATT 加盟を契機として、韓国は貿易取引に関して新たな立法措置に着手し、既存の「貿易法」、「輸出および軍納促進のための臨時措置法」、「輸出振興法」、「輸出奨励補償金交付に関する特別法」の4法を一本化して「貿易取引法」を制定した。本法は「外国為替管理法」(61年)、「関税法」(67年)とともに、その後の韓国の貿易管理の中核をなす法律となった。

「貿易取引法」第1条では、同法の目的を、「輸出を進行し、輸入を調整し、対外経済の健全な発展を促進することによって、国際収支の均衡と国民経済の発展に寄与すること」と明記して、貿易管理の基本課題が、輸出を促進し、輸入を制限することであると明確にした。

このような基本課題の下で、同法は輸出入業者の許可（第3条）、輸出入に対する事前許可または承認（第6条）、輸出入代金の決済方式（第7条）、輸出入対象品目（第9条）などに関して広範な制限を加えている。このような諸規定の中でも貿易管理の強さを最も示しているのは同法第9条に明示された「輸出入期別公告」である。これは1967年のGATT加盟をきっかけとした輸入可能品目の公示方式をポジティブリストからネガティブリストに変更したのを受けて、商工部長官が毎年度または二半期を実施期間として、輸出入品目を自動承認品目、許可品目、禁止品目にそれぞれ区分するとともに、品目別数量あるいは金額の限度、規格、取引地域についての制限、などを内容とする公告を作成発表するものである。これは67年GATTに加盟する際に国際収支赤字国として輸入制限が許されたのを受けた結果である、表1にみると、軽工業製品の輸出が好調であり、その輸出生産のため資本財、原材料に対する輸入需要が増大したため、60年代後半までの自由化は比較的順

表1 韓国輸入自由化の推移

年 度	品 目 数 (A)	輸入自動承認 品目 (B)	輸入自由化率 (B/A) (%)
1967	1,312	766	58.4
1968	1,312	723	55.1
1969	1,312	714	54.4
1970	1,312	715	54.5
1971	1,312	720	54.9
1972	1,312	665	50.7
1973	1,312	670	51.1
1974	1,312	665	50.7
1975	1,312	644	49.1
1976	1,312	669	51.0
1977	1,312	678	51.7
1978	1,097	591	53.9

(出所) 商工部。

調に進展した。しかし、70年代に入ると、自由化率は反対に低下した。これは、73年の重化学工業化宣言によって、財閥企業を主体とする重化学工業化が促進されたことにより、輸入需要が拡大し経常収支の悪化が顕著になり、不要不急品の輸入規制が強化された結果といえる。このような状況の中で商工部長官公告は必然的に輸入面の管理を目的として出されたものである。

一方同法では、当然輸出奨励について触れており、第16条において商工部長官は輸出補助金の交付をはじめとする輸出支援措置をとることができると規定している⁽²⁾。また17条においては、輸出その他の外貨獲得のために使用される原料、施設、機械および製品(原料機材)は商工部長官が優先的に許可しなければならないと規定している。この規定は、あくまでも輸出品生産(外貨獲得)を振興するために必要な輸入を許可することであり、原料機材の範囲、品目、数量は商工部長官が定める、とされている。また19条では原料、機材を輸入した者は、これに対応した外貨獲得行為をしなければならないとしている。

このような直接的輸入規制手段のほかに、価格機構を利用した間接的輸入規制手段として関税および為替政策をあげることができる。特に関税政策を

みると、1950年代を通じて関税は財政確保、産業保護を主要目的として国内生産可能品目を中心とし高率で設定されていた。67年ネガティブリスト移行に伴う関税法の改正によって、加工段階別（原料、半製品、完成品）の関税遞増制（タリフ・エスカレーション）が導入されるに及んで関税率は再調整され、輸出工業化の推進に向けて、産業保護関税品目の弾力的調整に政策努力が向けられるようになった。即ち関税対象品目を、保護関税品目、財政関税品目、輸入抑制品目、無税品目の四つに分け、60年代まで重視された財政関税品目は20%の均一定率関税を原則とし、工業用原資材、重要生活必需品用原料は例外的に低関税（10%）として、国民の安定的経済生活の維持に努めることになった。保護関税品目については比較生産費による付加価値の大小と、同一品目に対する国内外の価格差を考慮し、国民経済上の緊要度にしたがって関税率を決定するという原則であったが、国産化の促進、民族産業の保護を前提に、輸入禁止的な高関税が維持された。

2. 本格的輸入自由化への取組みと法の対応

GATT 加盟をきっかけに着手された貿易自由化努力は、すでに述べたように、現実には国際収支の不均衡を理由に1973年の石油危機を迎えさらに停滞した。しかし70年代後半に入り、中東地域における建設ブームによって韓国人建設労務者の送金額が増大したこと、輸出額が100億ドルを超える世界の貿易量の1%に達したことなどから、国際収支が改善の傾向をみせはじめたこと、特定地域に対する韓国の輸出依存度の大きさがきわだちはじめ、表2にみるように、80年代前半にかけて対韓輸入規制が強化されはじめたこと、などから、貿易自由化論議が再び活発化した。

1978年2月、商工部の主導により輸入自由化対策委員会が設立され、同年5月1日に最初の「輸入自由化指針」が発表された。

この指針には、(イ)段階的に自由貿易の障害物を取り除く、(ロ)合理化を強化して国内産業構造の改善をはかり、競争力をつける、(ハ)輸入商品と国内商品

表2 先進諸国による対韓輸出規制の状況

(単位: 100万ドル)

	製品数	輸出規制 製品額(A)	輸出総額 (B)	先進国向け 輸出額(C)	A/B (%)	A/C (%)
1975	145	1,088	5,081	3,252	21.4	33.5
1980	152	4,244	17,504	11,132	24.2	38.1
1981	152	4,742	21,254	13,168	22.3	36.0
1982	152	4,634	21,353	14,036	21.7	33.0
1983*	159	4,148	17,354	11,489	23.9	36.1

(注) * 1983年は1月から9月までの推計。

(出所) 韓国貿易協会(Korea Traders Association), *An Outline of Economic Development in Korea*, 1987, p. 602.

との自由競争メカニズムを作ることによって価格を安定させ、消費者の利益を守る、(二)輸入調整機能、輸入検査システムを高め、輸入自由化による国内産業への影響を最小限にとめる、などを内容としている。さらに1978年7月には、国内価格の安定に重点を置いた第2次の輸入自由化政策が発表された。

このような自由化政策によって1978年度から消費抑制・国産品使用の促進を目的として石油化学製品、原糖など一部の品目を除いて輸入自由化の枠が広げられた。また商工部は、自由化の拡大を前提として、国内関連企業が国際競争力を整えることができるよう準備期間を与えるため、輸入自由化対象品目の自由化時期を事前に予示できる予示制実施のため、根拠規制を「期別公告総則」に新設した。(この予示制は85年に初めて実施され、88年までの輸入自由化計画が予示された。)

このような努力によって輸入自由化率は1977年の51.7%から79年には68.7%と拡大し、この傾向は80年代に引きつがれた。(表3)

しかし各国の対韓輸入規制はますます強化され、1985年6月には労働集約製品の60~87%が輸入規制の対象となったといわれている⁽³⁾。

各国の輸入規制を緩和するためにも、政府はますます自由化を早める必要に迫られ、その結果、1985年11月商工部は初めて「中長期輸入自由化計画」を公式に告示した。これは、国内産業の競争力の向上、産業構造の調整スピ

表3 1980年代以降の輸入自由化率

年 度	品 目 数 (A)	輸入自動承認 品目数 (B)	輸入自由化率 (B/A) (%)
1980	1,010	692	68.5
1981	7,465	5,183	69.4
1982	7,465	5,579	74.7
1983	7,560	6,078	80.4
1984	7,915	6,712	84.8
1985	7,915	6,944	87.7
1986	7,915	7,252	91.6
1987	7,915	7,412	93.6
1988	7,915	7,553	95.4

(出所) 商工部。

ードに合わせて88年以降、戦略産業を除く全製品を輸入自由化するというものであった。

このような計画を速やかに実施するため、1986年12月31日韓国は「1967年貿易取引法」にかえて、「対外貿易法」を制定した。この新法制定の背景をみると、前法の貿易取引法の制定以来、すでに述べたような貿易自由化への取組みを深めていった韓国であるが、前法がそれにもかかわらず輸入抑制的、輸出促進的色彩が強かったことにより、政府主導下の貿易政策であるという印象を外部に強く与えていたこと、また、貿易取引法の制定当時、国際貿易の背景になっていたのは、自由貿易主義であったが、70年代以降世界経済の成長が鈍化し、アメリカを中心に先進国で保護貿易主義が台頭するなど、国際貿易の流れが大きく変化し、公正貿易、あるいは秩序ある貿易が強調されつつある状況となってきたことがあげられる。このような国際貿易環境の変化に能動的に対処するため、法制上全面的な改編の必要性が高まったわけである。このため新法は前法の2倍もの71条という長文になっており、前法の改定とともに新設された制度が目立つ内容となっている。

最も大きな違いは第1条の「目的」である。前法では、法律の目的は輸出振興、輸入抑制の意図が明確であったが、新法では「対外貿易を振興し、公正な取引秩序を確立し、国民経済の発展に貢献することを目的とする」と規

定している。輸出振興、輸出促進という文言は消え、対外貿易の振興、公正な取引秩序の確立というまったく新たな文言が目立っている。

主要な改定内容は以下のとおりである。

(1) 貿易関連業の管理（対外貿易法第2章）

① 貿易業の区分と許可要件

従来貿易業を一般輸出入業、特定輸出入業、内国輸出入業に区分したのを甲類貿易業と乙類貿易業に分け、内国輸出入業は内国輸出の概念から除外しこれを廃止した。また甲類貿易業の許可条件を信用状受取金額を5万ドル以上から2万ドル以上に下方調整し、輸出業者の参入枠を拡大した（施行令第7条）。一方、従来特定輸出業者として中小企業に限定されていた乙類貿易業者は、すべての輸出業者を対象とすることによって、大企業であっても自家生産品の輸出、自家生産に必要な原料機材の輸入を目的に乙類貿易業の許可が受けられるようになった。

② 外国人に対する貿易業の許可

外資導入法による外国人投資企業で、一般的な許可要件を充足した者は、甲類貿易業の許可を受けられる。そのための許可は商工部長官の定めるところによることになった（施行令第7条）。また外国企業の国内支社に対する乙類貿易業の許可は、外国為替管理規定によって、国内支社設置許可（申告）を受けた者の申告によって商工部長官が、その輸出入行為の範囲を定めてこれを指定し、市、道知事がその指定の範囲内で許可する（施行令第8条）、とした。

(2) 外貨獲得用原料・機材の輸入——輸入原資材購買承認書制度の新設

新貿易法（対外貿易法）では、外貨獲得のための生産に必要な原料・機材の輸入は商工部長官が優先的に承認することができる（第23条第1項）としたが、さらに、中小企業の原料・機材調達を支援するため調達庁、中小企業協同組合中央会、および総合貿易商社が輸入した原料・機材を、原状のままで中小企業者に供給する場合に、内国信用状に準じて供給できるよう輸入原料・機

材購買承認書発給制度を新設した。

主要な新設制度は次のようなものである。

① 輸入による産業影響調査（第4章第32条～第36条）

継続的な輸入自由化によって外国製品と競合する国内産業を効果的に保護するために、現行の関税制度、輸入監視制度など不公正取引に対する間接的な保護措置に代わり、直接的な輸入規制または産業支援政策が効果的と判断した結果、本制度が新設された。

第36条では特定物品の急激な輸入増加、大量輸入によって競争関係にある国内産業の発展が阻害されるおそれがある時は、大統領令の定めるところにより、商工部長官に国内産業に及ぶ影響を調査してもらうことを申請できるとした。この場合、申請できる者、団体は、(イ)当該国内産業で占める生産量または業体数の比重が30%以上の生産者（農林水産業の場合は10人以上の当該物品の生産者）。(ロ)当該国内産業の生産者で組織された協会、組合等の団体、(ハ)当該国内産業の産業別労働組合（施行令第64条）。

商工部、関連機関、団体職員などによる調査団が行なう調査の内容としては、(イ)輸入増加の要因、程度、(ロ)当該国内産業の発展が阻害される程度、(ハ)当該国内産業の国際競争力の現況および展望、(ニ)必要な措置の方法と水準、(丙)被害救済が対外通商関係および消費者等に及ぼす影響、(ハ)その他商工部長官が必要と認める事項（施行令第67条）。

調査期間は調査開始後180日以内に終結すること、ただし妥当な事由がある場合は180日以内の範囲で延長できる（施行令第68条）。

調査が終了した日から30日以内に商工部長官は貿易委員会の審議、議決に付し、貿易委員会は30日以内にこれを審議し、議決によって輸入物品の数量および品質に関する制限、技術および生産性向上のための支援、工業発展法による合理化業種の指定など必要な措置をとる（対外貿易法第34条）。ただし輸入物品の数量、品質等に関する制限措置は5年を超えることはできない（施行令第69条第3項）。

一方、本措置をとった後、その措置の原因になる事項が明白に消滅したと認める場合には、当該措置を直ちに解除しなければならない（対外貿易法第36条）。

② 不公正輸出入行為の禁止

本条項新設の目的は国際貿易秩序にふさわしい公正貿易の遂行によって通商摩擦の事前防止を前提に、不公正な輸出入行為を定めこれを禁止し、違反した場合は必要な措置がとれるよう法的根拠をつくるというものである。

まず、不公正輸出入行為については次のように定めている。

(イ)交易相手国の法令により保護される商標権または意匠権を侵害する物品を輸出・入する行為、(ロ)原産地を虚偽に表示した物品を輸出入する行為、(ハ)輸出・輸入契約に顕著に違反した物品を輸出入する行為、(ニ)その他公正な商慣行に反して物品を輸出入する行為（対外貿易法第44条第1項）。

申告は、他人の不公正な輸出入行為に利害関係がある者（貿易業者、貿易代理業者、生産業者、関連組合および協会）が行ない当該不正輸出入行為があることを商工部長官に申告することができる（施行令第79条）。

商工部長官は申告があるか、不公正輸出入行為と認めるべき明白な事由がある時には、職権で調査し、その結果違反行為が発見された場合は、是正を勧告し（施行令第81条）、その違反行為によって韓国の対外信用が大きく損傷され、貿易相手国に対する物品の輸出入に重大な支障を招來した場合は、1年以内の期間貿易業または貿易代理業の全部または一部の停止を命ずることができる（施行令第82条）。

③ 輸出物品のデザイン保護（対外貿易法第49条～第54条）

公正な貿易秩序の維持と韓国商品の対外評価を維持するために、貿易業者または商品の製造業者は輸出する物品のうちデザイン開発を促進し、模倣を防止するため必要であると認める物品を、指定物品に指定することを商工部長官に申請できる（対外貿易法第49条）。

指定申請を受けた商工部長官は、(イ)デザインの識別が可能な物品でその管理が可能であること、(ロ)他人のデザイン模倣により過当競争の生ずるおそれ

があるか、外国の登録デザインの模倣で、紛争が発生する素地が多い品目であること、などの指定要件を満たした場合、職権で保護対象物品に指定し、同デザインの登録と指定物品の輸出認証業務を担当する機関（認定機関）を指定しなければならない（施行令第89条、对外貿易法第50条）。

指定物品を輸出しようとする者は、認定機関の業務規定が定めるところにより、認定を受けた後輸出しなければならず、このとき認定機関の長は他人の登録したデザインと同一、類似性可否を確認した後、輸出承認申請書上で認定する。

以上、新しい貿易法に沿って、改正点、新設制度について要約したが、この他、前法にあり新法から欠落している条文としては、前法17条の「輸出の奨励」があげられる。すでに記したように、韓国で長い間掲げていた「輸出促進」の看板は、近年の世界経済環境下で公正な取引秩序とは相容れない条文となっており、輸出奨励は先進国市場におけるアンチダンピング規制の標的となっている。このため新法においては、輸出促進あるいは輸出奨励に関する条文は姿を消している。その一方、輸入自由化を前提とした新しい制度の導入が目立っていることが特色である。

なお、この对外貿易法は1989年12月に知的所有権の保護強化を目的に、貿易委員会の権限を強化し輸入自由化による産業被害調査・判定の客觀性、公正性および専門性をはかり産業被害調査の対象、方法および手続きなどを補完するための改正案が国会を通過した。

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 産業被害調査の対象範囲の拡大

産業被害調査の対象を外国からの物品の大量かつ急激な輸入に加え、外国人による貿易および流通サービス供給の場合、特に「特定の輸入物品が国内で保護される特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権およびプログラム著作権を侵害するか、原産地を虚偽で表示するか、貿易において公正な商慣習に違反する輸入行為により当該物品と直接的な競争関係に

ある物品を生産している国内産業が、直接的な被害を受けるか、受けるおそれのある場合」も対象となることになった。

(2) 被害調査権

被害調査権は貿易委員会に付与されることになり、商工部長官はその調査結果に従って救済措置をとる権限を有する。

(3) 救済措置の範囲拡大

関税率の調整と、特定物品または特定貿易業者に対する輸入の中止または禁止、が追加され、産業被害調査制度の実質的影響力を強化した。

(4) 不公正輸出入行為の範囲拡大

86年法の「交易相手国の法令により保護される商標権または意匠権を侵害する物品の輸出入行為」が、89年法により「交易相手国の法令により保護される特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権およびプログラム著作権を侵害する物品を輸出入する行為」とかえられ、韓国内で保護されていない商標、意匠その他の知的所有権であろうとも、交易相手国の法令により保護されているものであるならば、その権利を侵害する物品の輸出入行為を規制可能とした。

(5) 不正輸出入行為に対する措置

商工部長官による是正勧告措置がとられる以前に貿易委員会による調査手続きが新たに規定される他、措置の一つとして課徴金の賦課を新たに規定した。

また旧法では「交易相手国に対する物品輸出入に、『重大な支障』をもたらす場合に、貿易業および貿易代理業の全部または一部の停止措置をとる」となっていたが、改正により“重大な支障”条件は削除された。

<参考法令>

- (1) 貿易取引法（法律第1878号、1967年1月16日）
- (2) 貿易取引法施行令（大統領令第2952号、1967年3月22日）
- (3) 対外貿易法（法律第3895号、1986年12月31日、法律第4145号1989年12月21日改正）
- (4) 対外貿易法施行令（大統領令第12,191号、1987年6月29日）

<参考文献>

- (1) 「韓国の貿易自由化と産業政策の方向」(日韓経済協会『協会報』1978年5月号)。
- (2) 韓国全国経済人連合会『韓国経済年鑑』各年版。
- (3) 山澤逸平, 平田章編『発展途上国の輸出促進政策』, アジア経済研究所, 1987年。

3. 台湾——輸入自由化の歩みとその背景

台湾における貿易政策は基本的には韓国と同様輸出振興であり、輸入に関しては輸出と関連のある設備、原材料に重点がおかれ、民族産業保護と国産化促進を前提とする輸入管理が実施されてきた。

近年貿易収支の大幅黒字による貿易摩擦の発生、外貨準備高の異常な累積を背景に急速に輸入自由化圧力が高まっている。

また国内的には1人当り GNP の上昇による内需の高まり、労働運動の激化に伴う労賃の上昇、高学歴化による現場労働力の不足、などによって産業構造の高度化要請が強まっている。さらに高度輸出生産に移行するには関連資財の輸入促進が必要である。このような内外の経済環境の変化に対応するため、近年ようやく輸入自由化への本格的な取組みに着手した。

台湾での輸入自由化への取組みを歴史的にみると、1978年の元高時にさかのぼる。この時期に小規模ながら自由化が行なわれ、関税の引下げと主として対日輸入制限下にあった1045品目が輸入解除された。しかしそれ以降は、自由化対象品目は欧米の関心品目を中心に小幅にとどまり、かつ対日輸入面ではむしろ規制が強化されていた。

このため台湾で輸入自由化についての本格的な検討が開始されたのは1983年である。即ち台湾経済部は、83年9月に輸入拡大開放措置と、関税引下げによる自由化実施方針を次のように発表した。

輸入拡大開放実施方針の内容は次のとおりである。

- ①1983年9月17日：農漁産品、宝石、繊維原料と製品、玩具など594品目

自由化

- ②1984年1月31日：石油化学原料、化学原料および農林漁產品など93品目自由化
- ③1982年2月14日：大型トラック、バスの欧米地域買付限定の廃止
- ④1984年2月17日：中古建設機械の欧米地域買付限定の廃止
- ⑤1984年3月7日：漢方薬、紡織品など大陸製品1157品目の輸入規制解除
この自由化の結果、1984年4月現在の輸入自由化率は97.15%となった（商品総数2万6601項目のうち輸入許可項目は2万5841項目）。

関税政策の実施方針は次のとおりである。

- ①関税課税額 CIF+10%という算定方式を1985年末までに廃止し、輸入貨物の関税負担を6.5%までに引き下げる。
- ②関税率を引き下げ、その構造を調整する。
- ③関税の目的を財政確保から産業保護に変え、租税収入に占める関税の戻し税制度など選択的奨励措置を廃止する。

このような方針の下で、1985年1月、「海關進口税則」（輸入関税規則）の一部改正が行なわれ、アメリカ、ヨーロッパとの貿易交渉で譲許した品目を中心に280品目の関税が引き下げられた。また戻し税制度の廃止に対応して、原材料の関税が、産業の高度化に対応して重工業用原料、中間財などの引下げが実施されている。関税面ではこの後も毎年のように改正が行なわれ、大幅で広範な関税引下げが実施され、88年の名目関税率は8.81%と先進工業国並みに近づいている。

一方、すでにみたように、市場の開放に関しては、元の切上げ圧力の強化への対応、巨額の外貨準備高の是正、所得水準の向上により内需が拡大しインフレの懸念が出てきたこと、などを背景に、1983年に入り本格的な検討が始まった。今後の貿易政策の目標は輸出振興から輸出入の平衡をはかる方向に切りかえられつつあり、輸入規制の撤廃、緩和が進んでいる。他方、輸出市場の5割近くを占めるアメリカは台湾にとって国際政治面でも命綱であり、アメリカとの貿易是正が重要課題となっている。このため対米輸入の拡大、

国内市場の開放のための交渉が続いている。反対に最大の入超相手国である日本に対しては、輸入先多辺化により輸入を縮小する一方、対日輸出の拡大に努め赤字是正策をとっている。

4. 貿易自由化と法の対応

台湾の貿易管理制度を支える法規は、韓国のような単一法ではなく、次のような多くの法令類からなっている。

貨物輸出審査規則（1983年12月1日）：商品輸出の申請に関する審査および認証の基本法令

貨物輸入審査規則（1983年12月1日）：商品輸入の申請に関する審査および認証の基本法令

輸出入分類および管理弁法（1981年11月30日）：輸出入商品の分類に関する規定

業者の商品輸出申請弁法（1986年9月22日）：輸出申請の手続きに関する規定

業者の商品輸入申請弁法（1984年5月10日）：輸入申請の手続きに関する規定

業者の商品輸出入許可証簡便化弁法（1984年4月30日）：輸出入許可証不要品目に関する簡便化手続規定

大口物資輸入弁法（1984年5月14日）：大豆、小麦、トウモロコシなど大口農産物の合同買付制度規定

また輸出奨励面の法令としては、輸出戻し税制度を規定した「外銷品沖退原料税捐弁法（輸出品原料戻し税弁法）」（1955年7月制定）の他、投資奨励条例、加工輸出区設置管理条例などによって輸出に対する種々の恩典が規定されている。

台湾における輸入管理は、品目別管理と、輸入地域別管理、輸入業者管理からなる。

品目管理は、「輸出入分類および管理弁法」によって規定され、輸入品は、許可品目、管制品目、禁止品目に分類され、この分類は貿易局が国際貿易審議委員会に報告の上、変更できる。(同弁法第3条～5条)

管制品目は対象品目が国内においてすでに生産され、かつその生産量が国内の需要を充足するものとされ、許可品目であってもこの条件に合致すれば管制品目に指定される(同弁法第7条)。ただし管制期間は2年を限度とし、延長もできる。輸入自由化の進展によって輸入管制品目は徐々に許可品目に移行しつつあり、貿易局、工業局など関連当局によって1987年9月に輸入規制撤回に関する品目時間表が公表され、91年に向けた輸入自由化が進んでいる。

また「貨物輸入審査規則」によって、貿易商(会社法に基づいて設立され、「輸出入商管理弁法」により輸出入業務の経営を許可された営利事業)が輸入する貨物は輸入許可類に限る、とされている。(同規則第4条)

さらに貿易局は、輸入許可品目に分類される貨物に輸出入業者の指定、輸入地区の指定、規格、価格範囲、限度額を規定できる。(輸出入分類査定および管理弁法第17条)

以上のように、貨物輸入に関しては、貿易局による細かい介入が規定されており、その他広範囲な輸入許可制度を採用している。

輸入地域別管理に関しては、品目ごとに輸入地区が限定されており、競争相手国から、あるいは輸入赤字国からの輸入については厳しく限定されている。

すでに述べたように、貿易摩擦の激化に伴う市場開放圧力によって輸入自由化率は品目基準でみると、1986年末97.7%に達している。

形式的な市場開放は先進国並みの水準に達しているとみてよいが、関税障壁による保護の他、上にみたような非関税障壁ともいえる種々の規制が存在する。1989年USTRが発表した「1989年版外国貿易障壁⁽⁴⁾」でも、アメリカは、台湾の輸入障壁として、農産物を中心とした関税率の高さの他に、輸入品に対する消費税、輸入許可制度の煩雜さ、制限的規格、検査の煩雜さな

どの非関税障壁の存在を指摘している。

対米貿易摩擦の解消を最大の通商課題としている台湾では、1988年11月、台米貿易の均衡化と、国内経済貿易問題の調整を主要な柱とする「対米経済貿易工作強化計画綱領」が経済建設委員会により策定され、李總統に報告された。この綱領の主な内容は、アメリカからの輸入を拡大し、対米貿易の黒字を縮小すること、対米輸出依存度を引き下げるため市場の分散化を加速すること、の二つである。

市場の分散化については、1988年3月末に東欧7カ国との直接貿易を解禁した。また同年7月には、貿易の拡大を目的に「輸出入企業補導弁法」を改正し、華僑・外国人が投資設立した生産企業が投資審議委員会の審査により、一般輸出入貿易業務が経営できるようにした。

次に輸出管理面をみてみよう。

周知のように貿易立国を目指した台湾は、輸出の促進に最大の努力を払ってきたが、近年は国際貿易秩序の確立に向けて、輸出管理面にも力を入れるようになってきた。

輸出管理の中でもすでに輸出業者の過当競争を防止するため、輸出者の資格が厳格化され、輸出者は1977年から「輸出入商管理弁法」によって、払込み資本額が50万台灣ドル以上の輸出メーカー、払込み資本額が200万台灣ドル以上で、申請1年以内の営業累積実績が20万米ドル以上の貿易商は許可申請をした上登記されたものに加えて、「加工輸出区設置管理条例」によって輸出営利事業登記証を発給された輸出加工工場、「保税授信機構による保税倉庫および保税工場の設立実施弁法」により登記した輸出品の製造を業務としている保税工場、の合わせて四者に制限されている。

次に輸出奨励あるいは輸出義務制は撤廃の方向に向かっている。

まず「輸出品原料戻し税弁法」で規定された輸入原料に対する輸入税、港湾税、物品税などの税の払戻し制度は、1983年6月、84年から5年間で段階的に廃止することが発表された。

また、外資事業に対して行政指導レベルで課せられていた輸出義務に関し

ては、1987年8月に85年2月に公表された自動車工業開発計画の一部内容を改正し輸出比率規制撤回を公布したことによって、経済部投資審議委員会もすべての外資事業の輸出義務は撤回するとした。「保税工場管理弁法」、「輸出加工区設置管理条例」において規定していた内販規制も87年以降50%を限度として内販が認められるようになった。

公正な取引秩序の確立に関しては、1980年代に入り前向きに取り組んでおり、「商品表示法」(82年1月22日公布)、「商標および原産地詐称防止弁法」(81年4月25日公布)の2法令が制定公布され、工業所有権の模倣、原産地詐称が厳しく取り締まわれることになった。

「商品表示法」では、内容が虚偽で不実な表示、表示方法に誤信の恐れのある表示、公共秩序、公序良俗に反する表示を禁止(第5条)するほか、危険性のあるもの、衛生安全と関係のあるもの、時効性のあるものについては、その用途、有効期間、使用と保存法、その他注意すべき事項の表示が義務づけられること(第9条)、商標権、特許権、技術提携に関する事項は、主管機関の許可がなければ表示してはならない(第10条)、輸出商品の場合は、商品本体あるいは内外の包装に中文もしくは規定の外国文により産地を表示する(第11条)、罰則規定(第15、16条)など、が規定された。

「商標および原産地詐称防止弁法」では、商品輸出の申請にあたって、外国商標の使用について事前に貿易局へ申告すること(第3条)、同じく輸出申請にあたって商品本体および内外装に原産地、国名の明示の義務づけ(第6条)、商標の模倣、原産地詐称に対する処分(第8条)などが規定された。本法は1986年2月、輸出品の商標審査に関する原則、原産地明示に関する規定、輸出品に対する商標の明記(商標を使用しない場合は「無商標」と明記)などについて改正するとともに、「輸出貨物の商標模倣および原産地詐称防止弁法」と法令名を変更した。

今後とも台湾では、輸入自由化、公正取引秩序の確立に向けて、制度面で整備が進むものと思われるが、いっそうの自由化を前提に国内産業への影響調査のための貿易調査委員会の設立、国際商品統一分類制度の確立に合わせ

た新商品分類の確立、貿易業者の大型化などの重要政策・措置への取組みが経済建設委員会から発表されていると同時に、輸出の持続的成長の維持と国際貿易自由化の進展に合致した新しい統一貿易法⁽⁵⁾の制定が審議されているところである。

<参考法令>

- (1) 貨物輸入審査規則
- (2) 輸出入分類および管理弁法
- (3) 業者の商品輸入申請弁法
- (4) 業者の商品輸出入許可証簡便化弁法
- (5) 商品表示法
- (6) 輸出貨物の商標模倣および原産地詐称防止弁法
- (7) 海関進口税則（輸入関税規則）

<参考文献>

- (1) 『台灣総覧』各年版。
- (2) 交流協会『交流』、各月版。
- (3) 交流協会『台灣の貿易・関税・外貨制度』、1985年3月。
- (4) 輸出入商管理弁法
- (5) 輸出品原料戻し税弁法

III 直接投資の自由化と法の対応

1. 韓国の対内外国投資自由化と法の対応

韓国の外資導入の歴史は1960年に制定された「外資導入促進法」に始まる。しかし、この時期はいまだ朝鮮動乱後の経済的混乱から脱けきれず、リスクを恐れる外国資本は直接投資よりも直接借款の形態で入ってくるほうが多いといったといえる。その結果、国際収支が大きく圧迫されたため、輸出産業、輸入代替産業の振興、輸出貢献度の高い技術導入の振興をはかるため66年新たな「外資導入法」が制定された。この法の制定公布によって輸入代替産業を

中心に、日本、アメリカを中心とする外国資本による直接投資、技術移転の活発化がみられた。しかし73年に入り、重化学工業化の着手とともにいっそうの輸出工業化の進展を目的として、国の発展に必要とされる外国資本を有利に確保し、これを適切に活用するため「1966年外資導入法」は大幅に改正された。改正で重要な点は、認可基準を強化して、合弁投資を優先すること、最低投資額を設け、労働集約的輸入代替産業、同輸出産業に集中した外資系中小企業を排除し、地場企業の保護を強化したこと、輸出義務率を付した投資奨励業種品目リストを発表し、輸出工業化、重化学工業化の推進を強化したことなどである。このように外資政策には規制面の強化と輸出産業の奨励が目立ちはじめた。

しかし1978年のオイルショック、79年の朴大統領の暗殺を引き金とした政情不安などを原因とする国内景気の不振、70年代以降の輸出至上主義、重化学工業化の失敗、大企業への過度の優遇などの結果、国内産業内のひずみが大きく顕在化し、投資環境は70年代末から80年代初にかけて悪化し、外資導入不振が続いた。

このため1980年に入ってから外資政策の一部手直し（出資規制の緩和、輸出義務率の撤廃）などが行なわれたが、外資導入の活発化はみられなかった。

そこで経済効率を極大化するため市場機能の活性化、競争の促進、開放経済政策の採用が政府の重要な課題となり、開放政策の一環として外国投資の自由化、輸入自由化が併せて実施されることが決定された。

このため「1973年外資導入法」は、1983年に再び改正された。主な改正点は、外国投資分野に関して従来のポジティブ・リスト方式からネガティブ・リスト方式に変えて、外国投資認可分野の拡大をはかったこと、外資出資比率規制を原則的に撤廃したこと、投資手続きの改善のため自動認可制度を新設したこと、技術導入を認可制から申告制に変更したこと、などである。

その後も、ネガティブ・リストの見直しにより投資認可業種を次々と開放しており、近年はサービス産業分野（小売業、貿易業、広告業）も開放されている。また国内企業との合弁事業の場合に限り、建設業、生命保険業の他、

320馬力以上のディーゼルエンジン、ブルドーザー、トラクター、光学機器、酒などの製造業分野も開放された。

競争原理の導入によって国内産業の強化をはかること、産業間の均衡的な発展を達成すること、などを目的とした投資分野の開放によって、従来生産品の50%以上を輸出する外国輸出企業に対して特に与えられていた租税減免などの優遇措置は、上記主旨とは合致しなくなり、1988年7月外資導入法施行令を改正することによって原則的に撤廃された。

また投資分野の開放は、通商摩擦緩和の一環としても実施されており、例えば外国系企業国内支社による輸入、卸売業務が、対外貿易法施行令第8条に基づく乙類貿易業の許可を受けることによって国内で認められることになった（1988年12月2日付）。

さらに投資分野の開放とともに、投資認可基準の緩和が進んでおり、外国投資は審査認可から申告制へと向かうと同時に、認可手続きの簡素化が実施されている。

以上のように、外国人投資活動の自由化は今後も促進される予定であり、政府当局は、国内産業を保護する必要のある一部の脆弱な業種、防衛産業などを除いてかなりの部分の開放を予定している。

2. 対外投資の自由化と法の対応

韓国の対外投資の歴史は1963年のマレーシア向け森林開発投資で始まったが、国際収支上の制約からその後の対外投資の歩みは緩慢であり、70年代末までは東南アジアなど発展途上地域向け天然資源開発投資が主体であった。

海外投資の管理は、外国為替管理法を母体に同施行令と財務部長官令である外貨管理規定によって行なわれていた。

外貨管理規定第15条によって、海外投資は、(イ)非居住者、在外者に対する貸付け、(ロ)技術、用役の供与、(ハ)不動産取得と証券取得、(ニ)船積後決済期間3年超の延払い輸出、と定義されている。また証券取得の場合は、1年以内

の短期有価証券の保有や持分比率50%未満の現地法人は除外されており、証券投資の場合、海外投資とみなされるのは1年超の有価証券の保有、持分比率50%以上の現地法人設立をいう。

海外投資家には一定の資格要件（資本金額、投資対象となる事業に対する3年以上の経験があること、良好な経営状況など）が必要な他、投資相手国も一定の資格要件（正常な外交関係がある国、外為管理制度と資金の回収が可能な国）が課せられている。

また海外投資（貸付け、技術供与も含む）は不動産向けは20年、その他は10年以内に、投資額相当額を回収することが義務づけられている。海外投資は韓国銀行総裁によって、一定の認可基準、手続きに従って認可され、これを守らない場合は、認可取消しおよび外為管理制度による制裁が与えられると定められている。

一方、海外投資支援制度としては、1969年に輸出入銀行法を制定し海外投資金融支援業務を輸出入銀行に担当させた。また71年に外国納税額控除制度、72年に海外投資保険制度、73年に海外投資損失準備金制度が新設され、海外投資促進基盤が確立した。

1980年代に入ると、欧米諸国との間に貿易摩擦が激化したことをきっかけに、摩擦回避型、市場防衛型の先進国向け海外投資が製造業を中心に増大した。また近年ではウォン貨の切上げ、労働争議による労賃上昇、公害防止コストの上昇などにより国内生産コストが上昇したため、低賃金労働力を求めて東南アジアへの外国投資が活発化している。輸出の拡大、貿易外収入の拡大によって国際収支の黒字が安定的となったことにより、政府は海外投資に対して、現在単なる支援から積極的推進政策へと変化しており、そのため、86年には輸出入銀行を通じた金融支援内容を拡大（融資枠の拡大と金利の引下げ手続きの簡素化）している。また配当金への課税の減免など税制上の支援も拡大している。

外国為替管理規定上の改正は、1986年に投資家資格要件、許可手続きの緩和の諸点で実施された。

特に資格要件の緩和としては、(イ)投資する法人に対して付与されていた一定規模以上の資本金額の制限がなくなったこと、(ロ)投資対象事業に3年以上の経験があることを、1年以上としたことがあげられる。

許可手続きとしては、法人による50万ドル以下のプロジェクトに関しては韓国銀行総裁の許可だけでよいが300万ドルを超えるプロジェクト、個人で50万ドルを超えるプロジェクトに投資する場合、不動産投資、農業投資の場合、外国投資審査委員会の審査が必要であるとした。

1987年に入ると諸外国との間で投資保護協定、二重課税防止協定の締結が活発化し、投資促進制度の整備が進展している。しかしどうにみてきたように、韓国の対外投資は、外為管理法を中心にまだ規制面が強いうえ、支援制度も窓口が分散化しているなどの理由から、対外投資を促進し支援体制を一元化するため、「海外投資促進法（仮称）」の制定が考慮されていると伝えられている⁽⁶⁾。

3. 台湾の対内外外国投資の自由化と法の対応

台湾の外資導入の歴史は1954年の「外国人投資条例」、55年の「華僑帰国投資条例」の制定によって本格的に始まった。この当時の主要投資分野は輸入代替工業を中心であり、国民政府の台湾移転に伴い大陸から大量に流入した人口を吸収すること、消費財の国内供給を増大することが大きな目的となっていた。

1960年代に入りようやく輸出工業化政策が明確となり、さきにあげた二つの投資条例は、輸出産業分野への投資を中心に奨励面を拡大するため改正されるとともに、60年「投資奨励条例」の制定によって新たな投資優遇措置が設けられた。この条例は、外国人投資だけを対象とするものではなく、停滞する民間投資に活力を与えるため、内外資を問わず適用されるもので、所得税の免除、利益の無制限本国送金の許可、投資範囲の拡大などを内容としている。

1966年には「輸出加工区設置管理条例」の制定により輸出加工区が設置された。輸出工業化達成のための投資環境整備が急速に進展した結果、労働集約的輸出工業分野への外国投資流入は増大した。

国際収支の黒字基調が定着し、重化学工業化期への移行がみられた1970年代に入ると、過度に労働集約的軽工業分野への投資に対する優遇措置を縮小し、高度技術産業、基礎産業を振興するため「投資奨励条例」は、70年、77年と相次いで改正された。特に77年の改正は、73年の石油危機による世界的不況によって輸出依存度の高い台湾経済は大きな打撃を受けた結果、産業構造の高度化、経済の近代化促進という目標を達成するために行なわれたものであり、資本・技術集約型工業投資を中心に優遇措置の拡大がはかられた。

1980年代に入ると、欧米での保護貿易主義の高まり、国内での賃金の上昇など輸出立国としての台湾の地位は大きくゆらぎ、低度の加工貿易から高付加価値産業への転換が急務となった。特に ASEAN 諸国の追上げによって新たな比較優位産業の確立の必要性に迫られた。このため従来特別奨励産業とされてきた資本・技術集約産業は改めて戦略産業（策略性工業）に認定され、外資導入奨励業種に指定され、あわせて当該業種投資への優遇措置を拡大するため82年7月投資奨励条例が改正された。

以上のように、台湾は輸出産業を中心に、一貫して華僑・外国人投資への奨励策拡大を目的に法令の改正が行なわれてきた。このため、韓国などと比較すると、外資の出資規制、輸出義務、投資額の最低規模規定などについての法令上の規定は存在しない。ただし出資比率に関しては、認可申請時に事業内容、輸出比率などに基づいてケース・バイ・ケースで査定されている。また外国人投資奨励法第16条によれば、外国人の出資額が投資事業資本総額の45%以上を占める場合は、創業開始より20年間当局による当該事業の接收または買収は行なわれないとあり、外資の過半数以上出資による合弁事業が間接的に奨励されている。また投資奨励条例に規定する優遇措置を受けるためには、合弁が奨励されている（同条例第40条）。この場合、当該奨励分野は別の規定によって定められる。

輸出業務については、国内の需給状況、同一業種への影響度によって、認可取得時、特に投資奨励法上の優遇措置の適用申請にあたってケース・バイ・ケースで一定比率の輸出義務を課せられることが多い。ただし外貨管理の目的から元本・利益送金には外国人投資条例によって一定の条件が付され送金規制が存在した。またサービス産業、金融・保険業、貿易業は国内産業保護を目的に外資の参入は禁止された。

韓国と同様貿易・経済の自由化と国際化の必要に迫られた台湾は、1983年以降外資政策のいっそうの自由化に踏みきった。外資政策の自由化の方向は、大きく分けて二つに分けられる。一つは外資参入分野の拡大、即ち投資市場の開放である。貿易業、保険業、サービス業、流通業、銀行、証券業が外国人投資条例の改正によって順次開放され、最終的に88年5月行政院は投資分野に関する政策を従来のポジティブ・リスト方式からネガティブ・リスト方式に変えた。その結果、外国人投資は原則的にすべての分野で可能となり、例外的に制限されることになった。このネガティブ・リスト発表を法制化するため89年5月外国人投資条例が改正された。

さらにもう一つの自由化は貿易黒字の縮小、外貨減らしを目的として、送金規制、輸出義務を完全に撤廃したことである。即ち送金規制は、「外貨管理条例」が1987年7月に改正されたことで撤廃されている。外資企業に対する輸出比率の規制は、87年以来経済部工業局への企業申請によって輸出規制取消しが認められるようになったのに加え、輸出加工区内で生産された製品の内販(国内販売)を認める方向で「輸出加工区管理条例」の改正が審議されている。将来的には投資奨励措置を網羅した投資奨励条例は保護主義的であるとして、自由競争の原則を投資活動にも盛りこむために、90年に廃止される運びとなっている。

4. 対外投資の自由化と法の対応

台湾の対外投資は、1959年にマレーシアのセメント・プラントに対する10

万ドルの投資から始まった。この後3年間は新規投資はみられず、62年6月に「对外投資および技術合作の審査処理弁法」が制定されて以降本格化した。初期の对外投資の目的は、天然資源の獲得、製品の輸出市場の確保、重要技術導入への寄与におかれており、台湾の経済発展に対して有利であるものに限るとされていた。この当時は外為管理が厳しかった時期であり特に对外投資の出資を外貨で行なう場合には、投資企業は厳格な財務基準を満たしたものでなければならず、投資審議委員会の審査を受ける必要があった。

また对外投資、对外技術提携で取得した対価、あるいはその他の収益は、政府指定銀行の外貨預金口座に送金し、指定銀行を通じて外為市場で売却するか、または中央銀行もしくはその指定銀行に売却して外貨買取証を投資審議委員会に提出しなければならず、違反した場合は外貨管理条例によって处罚されることになっていた。

「对外投資および技術合作の審査処理弁法」は、投資企業の財務基準の変更、对外投資の出資の種類の追加などを中心に、その後幾度か投資促進の方向で改正を重ねた。

对外投資奨励に関しては、1978年以前は特別な奨励措置は与えられていなかったが、79年6月20日から「投資奨励条例」を適用することにより、国外の天然資源の採掘、開発、加工に投資し、その產品を国内に運び帰るものは免税奨励が受けられることになった。この奨励措置は84年には適用対象が、(イ)農産加工用、政府の指定する工業用原料で国内または海外市場で販売されるもの、(ロ)政府の指定する技術の对外移転、(ハ)政府の指定する業種、と拡大された。また同年「投資奨励条例」が改正され、上記の事業を行なう企業に対して5年の所得税免税（第6条）および免税開始猶予期間1年ないし4年の規定（第7条）の準用が可能となった（第8条）。また、86年5月、政府は「对外投資事業奨励適用範囲および輔導管理弁法」を発表し、对外投資が可能な企業の資格基準が従来払込み資本金5000万元以上であったものを2000万元以上とし投資可能企業の範囲を広げた。このように对外投資は積極的に奨励されるようになったが、依然厳しい外貨管理の下に置かれていることに変

わりはなかった。しかし貿易収支の大幅な黒字、外貨準備高の累増、民主化の断行を背景に、87年6月26日外貨管理条例が大改正された。この改正によって従来禁止されていた対外間接投資を含めて対外投資は1人年間累計500万ドルまでは申告で可能となった。ただし、対外投資にかかる元本、利子、配当金の法人居住者の受取りについては許可事項とされ、外貨の流入は引き規制されている。

元高、人件費の高騰、公害反対運動の高まり等によって、労働集約的軽工業を中心に1987年以降台湾企業の対外投資は東南アジアを中心に激増した。89年3月には、中国本土に対する間接投資（在外台灣企業による中国本土投資）が認められるようになった。

以上のような状況から、一定規模以下の対外投資を自動認可とするような「対外投資法」の制定構想が浮上した。しかし、1989年3月26日に「対外投資および技術提携審査処理弁法」が改正公布され、投資額100万ドル以下の場合は従来どおり投資後申告することとなっているが、100万ドル超の場合には事前認可を得る義務があるとされた。

これは増大する対外投資、特に中国向け投資の現状を政府が正確に把握する必要性を強く感じはじめたためであるとみられている。

＜参考法令＞

〔韓国〕

- (1) 外資導入法 1966年、改正、1973年、1981年、1983年。
- (2) 外資導入法施行令 1966年、改正1984年、1985年、1986年、1987年、1988年。
- (3) 外国人投資認可指針 1989年。
- (4) 外貨管理規定（財務部長官令） 1978年、改正1986年。

〔台湾〕

- (1) 外国人投資条例 1954～89
- (2) 投資奨励条例 1960～87
- (3) 輸出加工区設置管理条例 1965～88
- (4) 外貨管理条例 1970～87
- (5) 対外投資および技術合作の審査処理弁法 1962～89

<参考文献>

「韓国海外投資支援制度と改善方向」(日韓經濟協会『協会報』1979年3月号, 4月号)。

まとめ

本章では、強力な輸出主導型工業化政策の推進と、外国資本の選択的導入・活用政策による経済成長戦略の成功によって、高度経済成長を遂げた韓国、台湾両国の貿易および外国投資（対外・対内）に関する政策について、最近の変化（自由化への取組み）を法的側面から明らかにしようとしたものである。経済成長戦略を輸出主導型工業化に定め、その推進を追求した当然の結果として、韓国、台湾両国ともに、輸出奨励面が重視され、輸入は厳しく管理されることになった。当然、外国投資も対内外外国投資に関しては、輸出産業振興、民族資本保護が考慮され、選択的、規制的色彩が強い政策が採用された。輸出工業化を促進するにあたって、途上国世界で初めて台湾が輸出加工区を設置し成功させ、韓国もその後に同様の輸出加工区を設置したのも輸出振興の一環であった。

このように1960年代、70年代を通じてひたすら輸出主導型工業化を追求した結果、開発途上国の中では驚異的といえるほどの高成長を実現することに成功したが、反面その対外依存度の異常なまでの高さから、先進諸国との貿易摩擦を激化させることになった。その結果、発展途上国からの卒業を迫る先進諸国は種々の通商圧力をかけるようになった。一方、国内的には、経済の安定化を契機として政治の自由化にはずみがついたが、その結果として、従来の低コスト生産を武器とした労働集約型産業を中心とした産業構造は、労働賃金の上昇をはじめとする国内生産条件の激変によって、高度化を余儀なくされている。80年代央に至り急速に顕在化したこのような内外条件の変化を背景に、韓国、台湾は、国内経済運営を国際経済環境と調和のとれたものにすべく政策面での調整をいそいでいる。調整の方向は、当然、規制緩和、

保護政策の撤廃による自由化に他ならず、貿易、外国投資に関する政策は、政府による介入の後退、外国企業も含む民間企業活動を重視する市場競争原理の導入といった方向に向かっており、法制面での対応が活発化している。

貿易の自由化に関しては、韓国、台湾とも輸入の自由化、秩序ある国際取引き行為の確立を目的に、輸入規制の緩和、輸入手続きの簡素化、不公正輸出入行為の禁止、輸入自由化による国内産業への影響調査の実施などの諸点において法律が改正、整備される一方、外国人の貿易業務への参入をも法的に認めている。また輸出奨励措置による諸外国のアンチダンピング行為を予防するため、輸出奨励に関する規定は、ほとんど削除された。膨大な外貨準備高をもつ台湾では、特に輸出管理面に力が入れられており、対米黒字管理、対米輸入拡大が最大の課題となっている。その反面赤字が目立つ対日輸入に関しては、品目別輸入規制が強化されており、地域別取扱いのちがいが目につく。

外国投資の自由化に関しては、ウルグアイ・ラウンドにおけるTRIM（貿易制限的投資措置）の撤廃に関する先進諸国と発展途上国の交渉が難航している中で、他の途上国に先がけて、外国企業に対する輸出要求、輸入均衡要求、国内販売規制など、特に先進国から是正の要求が強い貿易制限的規定は、すでに外国投資関連法規の改正により削除されている。また投資促進のための税制上あるいは他の優遇措置は原則的に撤廃された。

このように輸入自由化の進展に合わせて外国投資の規制はほとんど姿を消し、原則的には自由化されている。

対外投資に関しては、国内産業高度化の過程で比較優位を失った産業の対外投資を促進するため従来為替管理を目的として対外投資家に求めた厳しい資格条件は緩和されつつある。

特に台湾では、外貨準備高の累増を是正するため外国為替管理の大幅な緩和を断行し、対外投資の積極化がはかられている。

注(1) 韓国：民主化宣言、1987年6月；台湾：戒厳令の解除、1987年7月。

(2) 具体的な輸出奨励策は次のとおりである（1962～1971年の輸出促進第1期ま

で)。

- ①輸出補助金（1965年廃止）
- ②輸出金融（輸出優遇金利の設定）
- ③租税の減免、所得税、物品税、営業税の減免
- ④輸出用輸入原料機材の減耗許容
- (3) *Recent Information on Import Restriction*, The Korean Trader Associations, Seoul, Aug. 15, 1985.
- (4) "1989 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers," Office of the United States Trade Representative.
- (5) 貿易法草案は1986年5月国際貿易局から作成公表されている。
- (6) 『日本工業新聞』1989年4月19日付。